

指名停止について

平成 27 年 5 月 29 日

胎内市長 吉 田 和 夫

胎内市建設工事請負業者等指名停止措置要領（以下「要領」という。）に基づき、下記のとおり指名停止を行う。

記

1 指名停止業者名

- (1) 小野組・井上材木店 特定共同企業体
代表者 株式会社 小野組（取締役社長 小野 貴史）
- (2) 株式会社 小野組（取締役社長 小野 貴史）
新潟県胎内市西栄町 2 番 23 号
- (3) 株式会社 井上材木店（代表取締役 井上 大輔）
新潟県胎内市本郷町 1 番 5 号

2 指名停止期間

平成 27 年 5 月 29 日から平成 27 年 6 月 28 日まで

3 指名停止理由

胎内市発注の（仮称）胎内市総合体育館建設工事 体育館棟建築工事において、平成 27 年 5 月 23 日に工事関係者 1 名が負傷する事故が発生したことが、要領第 2 条第 1 項別表第 1 第 7 号（安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故）に該当するため。